

2. 法律と基準

道路交通騒音に係る法体系の概要、環境基準を定めた法令の抜粋(P. 6~9)、要請限度を定めた法令の抜粋(P. 10~13)の順に示す。法体系の概要をまとめると図-2.1となる。環境基本法において、環境の保全についての基本理念、および施策の基本となる事項が定められ、環境基本法に基づく告示において環境基準が定められている。また、騒音規制法において、自動車単体から発生する騒音の大きさの限度、および市町村長が都道府県公安委員会に道路交通規制等の措置を執るべきことを要請する騒音の限度（いわゆる「要請限度」）が定められている。

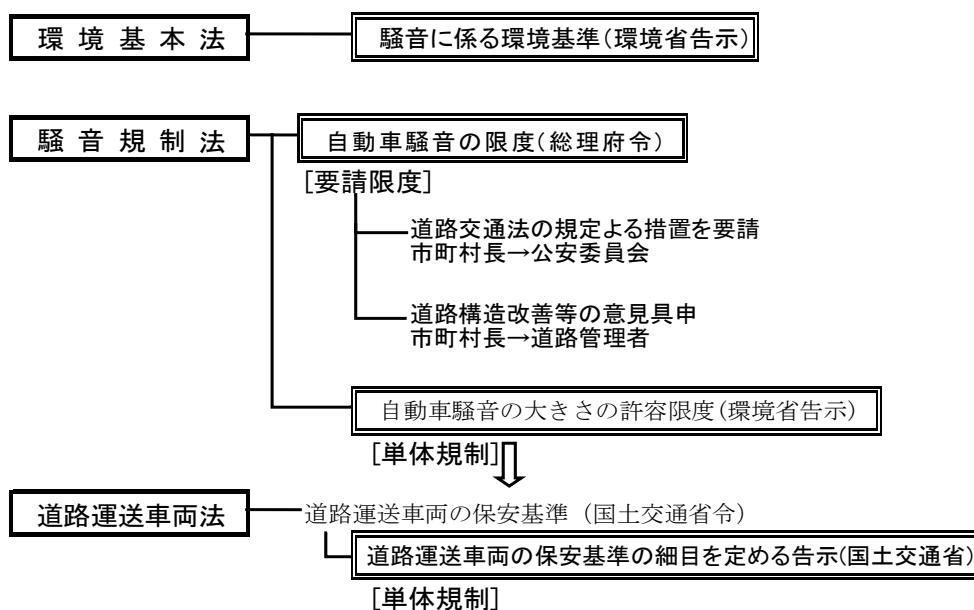


図-2.1 道路交通騒音に係る法体系の概要

道路に近接する地域(空間または区域)における騒音の基準値等(環境基準および要請限度)を表-2.1に示す。

表-2.1 幹線交通を担う道路に近接する地域における騒音の基準値等

基準等	根拠法	測定位置		基準値等	
				昼間 6:00-22:00	夜間 22:00-6:00
幹線交通を担う道路に近接する空間に係る環境基準	環境基本法に基づく告示	住居等の建物の騒音の影響を受けやすい面	屋外	70 dB 以下	65 dB 以下
			屋内	45 dB 以下	40 dB 以下
幹線交通を担う道路に近接する区域に係る要請限度	騒音規制法に基づく省令	道路の敷地の境界線		75 dB	70 dB

幹線交通を担う道路：高速自動車国道、一般国道、都道府県道、および四車線以上の市町村道等

環境基本法 (抜粋)

(平成5年11月19日 法律第91号 最終改正：平成26年5月30日法律第46号)

第三節 環境基準

第十六条 政府は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、その地域又は水域の指定に関する事務は、二以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であって政令で定めるものにあつては政府が、それ以外の地域又は水域にあつてはその地域又は水域が属する都道府県の知事が、それぞれ行うものとする。

3 第一項の基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。

4 政府は、この章に定める施策であつて公害の防止に係るもの（以下「公害の防止に関する施策」という。）を総合的かつ有効適切に講ずることにより、第一項の基準が確保されるように努めなければならない。

騒音に係る環境基準について (抜粋)

(平成10年9月30日環告64 改正：平成17年5月26日環告45)

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境基準について次のとおり告示する。

環境基本法第16条第1項の規定に基づく、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準(以下「環境基準」という。)は、別に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1 環境基準

1 環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

(注)

1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「**道路に面する地域**」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、 屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下） にすることができる。	

2 1の環境基準の基準値は、次の方法により評価した場合における値とする。

(1) 評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価するものとする。

この場合において屋内へ透過する騒音に係る基準については、建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルから当該建物の防音性能値を差し引いて評価するものとする。

(2) 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。

(3) 評価の時期は、騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定するものとする。

(4) 騒音の測定は、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を用いるものとする。

(5) 騒音の測定に関する方法は、原則として日本工業規格Z8731による。ただし、時間の区分ごとに全時間を通じて連続して測定した場合と比べて統計的に十分な精度を確保し得る範囲内で、騒音レベルの変動等の条件に応じて、実測時間を短縮すること

ができる。当該建物による反射の影響が無視できない場合にはこれを避けうる位置で測定し、これが困難な場合には実測値を補正するなど適切な措置を行うこととする。また、必要な実測時間が確保できない場合等においては、測定に代えて道路交通量等の条件から騒音レベルを推計する方法によることができる。

なお、著しい騒音を発生する工場及び事業場、建設作業の場所、飛行場並びに鉄道の敷地内並びにこれらに準ずる場所は、測定場所から除外する。

3 環境基準の達成状況の地域としての評価は、次の方法により行うものとする。

(1) 道路に面する地域以外の地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価するものとする。

(2) 道路に面する地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち1の環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価するものとする。

第2 達成期間等

1 環境基準は、次に定める達成期間でその達成又は維持を図るものとする。

(1) 道路に面する地域以外の地域については、環境基準の施行後直ちに達成され、又は維持されるよう努めるものとする。

(2) 既設の道路に面する地域については、関係行政機関及び関係地方公共団体の協力の下に自動車単体対策、道路構造対策、交通流対策、沿道対策等を総合的に実施することにより、環境基準の施行後10年以内を目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。ただし、幹線交通を担う道路に面する地域であって、道路交通量が多くその達成が著しく困難な地域については、対策技術の大幅な進歩、都市構造の変革等とあいまって、10年を超える期間で可及的速やかに達成されるよう努めるものとする。

(3) 道路に面する地域以外の地域が、環境基準が施行された日以降計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては(1)及び(2)にかかわらず当該道路の供用後直ちに達成され又は維持されるよう努めるものとし、環境基準が施行された日より前に計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては(2)を準用するものとする。

2 道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路に近接する空間の背後地に存する建物の中高層部に位置する住居等において、当該道路の著しい騒音はその騒音の影響を受けやすい面に直接到達する場合は、その面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められ、かつ、屋内へ透過する騒音に係る基準が満たされたときは、環境基準が達成されたものとみなすものとする。

3 夜間の騒音レベルが73デシベルを超える住居等が存する地域における騒音対策を優先的に実施するものとする。

第3 環境基準の適用除外について

この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとする。

附 則

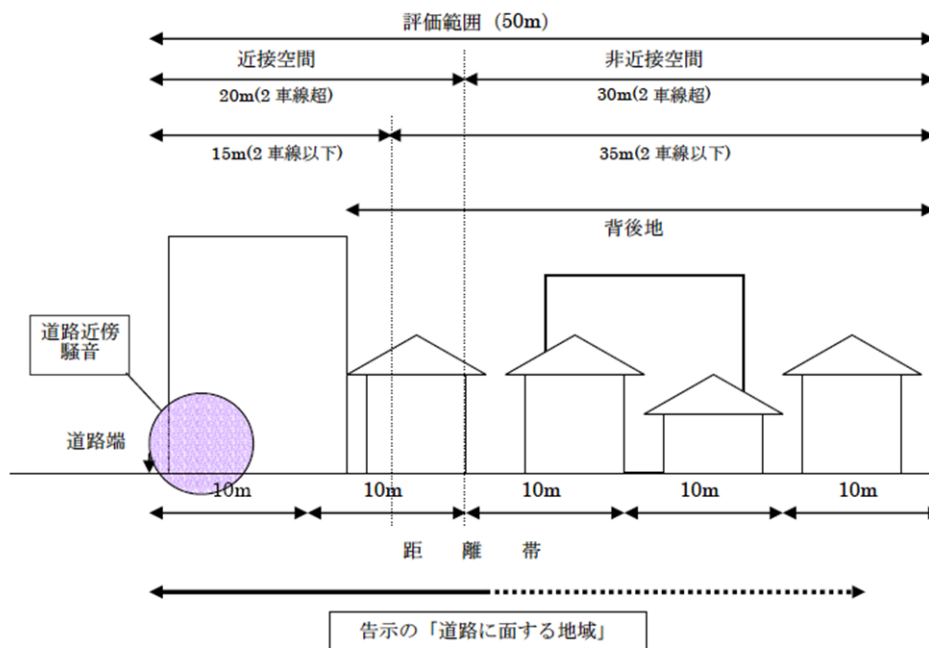
この告示は、平成11年4月1日から施行する。

騒音に係る環境基準では、「道路に面する地域」の範囲が明確に示されていないため、参考までに騒音に係る環境基準の評価マニュアル⁴⁾の抜粋を以下に示す。

騒音に係る環境基準の評価マニュアル II 地域評価編（道路に面する地域）⁴⁾
 （環境庁 平成 12 年 4 月）

ここでは、「幹線交通を担う道路」を想定した場合に、一般的に道路交通騒音の及ぶ範囲等を考慮して、地域評価を行う範囲を便宜的に道路端より 50m とした。

この評価範囲は、「道路に面する地域の環境基準を適用する範囲」を示すものではなく、さらにこの範囲を固定的・画一的に評価の母数としようとするものでもない。



評価区間における評価範囲等の概念図

騒音規制法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号 最終改正：平成 23 年 12 月 14 日法律第 122 号）

第四章 自動車騒音に係る許容限度等

（許容限度）

第十六条 環境大臣は、自動車が一定の条件で運行する場合に発生する 自動車騒音の大きさの許容限度 を定めなければならない。

2 自動車騒音の防止を図るため、国土交通大臣は、道路運送車両法に基づく命令で、自動車騒音に係る規制に関し必要な事項を定める場合には、前項の許容限度が確保されるように考慮しなければならない。

（測定に基づく要請及び意見）

第十七条 **市町村長は**、第二十一条の二の測定を行った場合において、指定地域内における自動車騒音が環境省令で定める限度を超えていることにより道路の **周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは**、都道府県公安委員会に対し、**道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。**

2 環境大臣は、前項の環境省令を定めようとするときは、あらかじめ、国家公安委員会に協議しなければならない。

3 **市町村長は**、第一項の規定により要請する場合を除くほか、第二十一条の二の測定を行った場合において必要があると認めるときは、当該道路の部分の構造の改善その他自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関し、**道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べる**ことができる。

（常時監視）*1

第十八条 都道府県知事（市の区域に係る自動車騒音の状況については、**市長。次項において同じ。**）は、**自動車騒音の状況を常時監視**しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の常時監視の結果を環境大臣に報告しなければならない。

（公表）

第十九条 都道府県知事は、当該都道府県の区域（町村の区域に限る。）に係る自動車騒音の状況を公表するものとする。

2 市長は、当該市の区域に係る自動車騒音の状況を公表するものとする。

（環境大臣の指示）

第十九条の二 環境大臣は、自動車騒音により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める事務に関し必要な指示をすることができる。

一 市町村長 第十七条第一項の規定による要請に関する事務及び同条第三項の規定による意見を述べることに関する事務

二 都道府県知事、市長又は第二十五条の政令で定める町村の長 第二十二条の規定による協力を求め、又は意見を述べることに関する事務

*1：平成 23 年の改正で市長も常時監視、および公表することになった。

騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令(平成12年3月2日総理府令第15号 最終改正年月日:平成23年11月30日環境省令第32号)

騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)第十七条第一項の規定に基づき、騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令(昭和四十六年総理府厚生省令第三号)の全部を次のように改正する。

(定義)

第一条

この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 車線 一縦列の自動車(二輪のものを除く。)が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。
- 二 幹線交通を担う道路 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあつては四車線以上の車線を有する区間)に限る。)並びに道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第二条第八項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第七条第一号に規定する自動車専用道路をいう。
- 三 昼間 午前六時から午後十時までの間をいう。
- 四 夜間 午後十時から翌日の午前六時までの間をいう。
- 五 デシベル 計量法(平成四年法律第五十一号)別表第二に定める音圧レベルの計量単位をいう。

(自動車騒音の限度)

第二条

騒音規制法第十七条第一項の環境省令で定める限度(以下「限度」という。)は、別表のとおりとする。

(幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例)

第三条

別表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(二車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から十五メートル、二車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から二十メートルまでの範囲をいう。)に係る限度は、前条の規定にかかわらず、昼間においては七十五デシベル、夜間においては七十デシベルとする。

(都道府県知事及び都道府県公安委員会が協議して定める限度)

第四条

前二条の規定にかかわらず、別表に掲げる区域のうち学校、病院等特に静穏を必要とする施設が集合して設置されている区域又は幹線交通を担う道路の区間の全部又は一部

に面する区域に係る限度は、都道府県知事（市の区域内の区域に係る限度については、市長。）及び都道府県公安委員会が協議して定める自動車騒音の大きさとすることができる。

（自動車騒音の測定方法等）

第五条

前三条に規定する限度は、次に掲げる方法により測定した場合における値によるものとする。

- 一 騒音の測定は、計量法第七十一条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。
- 二 騒音の測定は、道路に接して住居、病院、学校等の用に供される建築物（以下「住居等」という。）が存している場合には道路の敷地の境界線において行い、道路に沿って住居等以外の用途の土地利用が行われているため道路から距離をおいて住居等が存している場合には住居等に到達する騒音の大きさを測定できる地点において行うものとする。これらの場合において、測定を行う高さは、当該地点の鉛直方向において生活環境の保全上騒音が最も問題となる位置とする。
- 三 騒音の測定は、当該道路のうち原則として交差点を除く部分に係る自動車騒音を対象とし、連続する七日間のうち当該自動車騒音の状況を代表すると認められる三日間について行うものとする。
- 四 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。
- 五 騒音の測定方法は、原則として、日本工業規格Z八七三一に定める騒音レベルの測定方法によるものとし、建築物による無視できない反射の影響を避けうる位置で測定するものとする。ただし、建築物と道路との間（道路の敷地の境界線を含む。）の地点において測定を行い、当該建築物による無視できない反射の影響を避けることができない場合において、当該影響を勘案し実測値を補正するなど適切な措置を講ずるときは、この限りでない。
- 六 自動車騒音以外の騒音又は当該道路以外の道路に係る自動車騒音による影響があると認められる場合は、これらの影響を勘案し実測値を補正するものとする。
- 七 騒音の大きさは、測定した値を時間の区分ごとに三日間の原則として全時間を通じてエネルギー平均した値とする。

別表

	区域の区分	時間の区分	
		昼間	夜間
一	a 区域及びb 区域のうち一車線を有する道路に面する区域	六十五デシベル	五十五デシベル
二	a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	七十デシベル	六十五デシベル
三	b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	七十五デシベル	七十デシベル

備考

a 区域、b 区域及び c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

- 一 a 区域 専ら住居の用に供される区域
- 二 b 区域 主として住居の用に供される区域
- 三 c 区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

附則

この府令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成一二年一二月一五日総理府令第一五〇号)

この府令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

補足：都道府県及び市(特別区)は、法定受託事務と自動車騒音の常時監視を行う。常時監視のマニュアル⁵⁾が、平成 23 年 9 月に作成されている。